

総務常任委員会

平成30年9月21日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 旭市道の駅整備基金条例の制定について

議案第11号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 宮澤芳雄

副委員長 米本弥一郎

委員 高橋利彦

委員 島田和雄

委員 伊藤保

委員 遠藤保明

委員 片桐文夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（23名）

副市長 加瀬正彦

秘書広報課長 伊藤義隆

行政改革推進課長 小倉直志

総務課長 飯島茂

企画政策課長 阿曾博通

財政課長 伊藤憲治

税務課長 石毛春夫

市民生活課長 宮負賢治

会計管理者 松本尚美

消防長 川口和昭

監査委員 伊藤義一

事務局長
その他担当職員 12名

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、お集まりをいただきまして大変ご苦労さまです。

まさにスポーツの秋、また文化行事の大変多い季節でもあります。委員の皆さん、また執行部の皆さんにはいろいろな行事に参加、大変ご苦労さまであります。市民の皆さんも十分に満喫をしている時期でもあります。互いに市のために力を合わせて頑張りたいと、そういう委員会にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、木内欽市議員、平野忠作議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いしております議案でございますが、全部で3議案でございます。

内訳はまず、予算関係が1議案、これは議案第9号でございます。平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項でございます。

次に、条例関係が2議案でございます。議案第10号の旭市道の駅整備基金条例の制定について、それと議案第11号の旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

委員の皆様からのご質問に対しましては、簡潔明瞭に答弁いたしますよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄）　ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。
高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦）　それではその前に、今回、補正予算で債務負担行為ですね、生涯活躍のまちの債務負担行為が出ておりまして、この生涯活躍のまちは市長の肝いりでやるわけですが、そんな中で我々も理解できない面がございますので、市長の出席をお願いしたいと思います。皆さんよろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄）　ただいま高橋利彦委員から、本日の委員会に市長の出席を要求する旨の動議が提出されました。委員会への出席説明の要求は、旭市議会委員会条例第 21 条に規定があります。

条文を読み上げますと、第 21 条、委員会は審査または調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者、もしくは議員並びにその委員、もしくは囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。要約しますと、委員会は市長等に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を通じて要求するという規定です。

本日も副市長、担当課長等が出席していますが、これは長い慣習の中で執行機関の出席なくして委員会の審査は進行しない実態にありますので、常時出席することを慣例としています。しかし、市長の出席については、このような事例はありませんので、委員会の意思は採決により決定いたします。

市長の出席を要求する動議を採決いたします。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄）　賛成少数。

よって、市長の出席を要求する動議は否決されました。

ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 10 号、旭市道の駅整備基金条例の制定について、議案第 11 号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案であります。

初めに、議案第 9 号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、財政課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

初めに、予算の規模であります。本会議でも申し上げましたとおり、今回の補正額 3,500 万円を加えた後の予算規模は 280 億 8,100 万円で、前年度の同時期と比較しますと 7.5%の減となっております。

次に、8 ページをお願いいたします。

18 款繰越金について申し上げます。平成 29 年度決算に基づく繰越金の実質収支額は、議案第 1 号の決算認定で申し上げましたとおり 7 億 6,580 万 7,000 円となっております。このうち既に当初予算で 5 億円を、また 6 月補正で 4,390 万 4,000 円を計上しておりまして、今回の補正で 2,158 万 1,000 円を追加しますと、補正後の予算額は 5 億 6,548 万 5,000 円となり、差し引き 2 億 32 万 2,000 円を今後の補正財源として留保するものであります。

以上で財政課所管分についての補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 続きまして、議案第 9 号、一般会計補正予算の議決についてのうち、総務課の所管事業の補足説明を申し上げさせていただきます。

補正予算書の 9 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

2 款 1 項 3 目文書広報費、説明欄 1、文書管理費 173 万 2,000 円は消耗品費でございます。文書整理に必要な文書保存箱、段ボール箱を購入するものでございます。文書整理につきましては、新庁舎への移転を前提に本年度から 3 か年をかけまして、全ての文書を保存文書と不要文書に仕分けるとともに、文書の廃棄や保存文書の梱包作業を行い、新庁舎への文書の集約化と移動の簡素化を図るものでございます。

なお、本年度は海上支所と干潟支所の文書整理を行う予定でございます。

同じく 12 目諸費の防犯対策事務費 210 万 6,000 円につきましては、本会議での議案質疑

でお答えしたところでございますが、主要道路の市境の交差点 4 か所に新たに街灯防犯カメラを設置するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決のうち、企画政策課所管の部分について補足説明申し上げます。

補正予算書の 4 ページをお願いいたします。債務負担行為補正になります。

生涯活躍のまち形成事業費補助金については、本会議、また先日の全員協議会においてもご説明申し上げましたが、今後、事業主体の公募を行うに当たり、募集要項に市からの補助額上限を明示することが必要なため、表に記載のとおり 5 億円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。歳入になります。

15 款 1 項 1 目、説明欄 1 の道の駅施設貸付料 600 万円です。道の駅季楽里あさひは指定管理者として株式会社季楽里あさひを指定して、その管理をお願いしております。開業前には施設の維持管理費と家賃相当額がほぼ同額になると想定しておりましたが、実質の維持管理費が見えてきたことから、今年度よりその差額を市に納付していただいております。

具体的に申し上げますと、家賃相当額が 2,100 万円、公的面積部分の維持管理費が 1,500 万円で、その差額が 600 万円になりましたので、株式会社季楽里あさひから月額 50 万円を家賃相当額として納付していただいております。

続きまして、15 款 1 項 2 目、説明欄 1 の株式会社季楽里あさひ株式配当金 61 万 5,000 円になります。季楽里あさひは平成 27 年 10 月の開業以来、経営状況は良好で、第 3 期の純利益は 1,639 万円となり、本年 5 月の株主総会において会社設立後初めての株式配当が決議されました。配当の内容ですが、1 株当たり 1,000 円で、旭市の持ち株数は 615 株ですので、61 万 5,000 円となります。

続きまして、歳出になります。9 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 7 目、説明欄 1 の道の駅整備基金積立金 661 万 5,000 円ですが、歳入でご説明いたしました道の駅施設貸付料 600 万円と株式配当金 61 万 5,000 円の全額を基金に積み立てるものです。

以上で議案第 9 号の企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、4ページの生涯活躍のまち形成事業補助金、この関係でございしますが、旭市で予定している、3つのタイプがありましたね。その中で旭市はどのタイプを予定しているのか。その中で補助金はどういうふうになるのか、具体的にお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 事業タイプということで、再度ご質問ありましたけれども、先駆タイプ、横展開型タイプ、隘路打開タイプという3つございしますが、旭市のほうで今認定をいただいているものは、横展開という形で認定をいただいております。

これにつきましては、補助金の交付については、上限額に多少差がございますが、旭市のほうでも計画をよりもう少し具体化した時点では、先駆タイプのほうにもう一度申請してみたいと、そういうように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、横展開で申請しているという話ですが、横展開というのはどういう事業になるのか。それで、もしあれだったら先駆タイプということでございますが、先駆タイプというのは具体的にどういうことなのかをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 国を出しております資料によりますと、3つ、先駆タイプの条件がございます。それについては、官民協働ということと、2つ目は地域間の連携という

ことと、3つ目は政策間連携ということでございます。これについて旭市のほうは、上記のうちの3つという、今ご説明しました3つのうちの2つ以上含まれているものが横展開という形になっておりますので、1つ、先駆タイプという形で認定されるには、現在では欠けていると。

その部分が何かと申しますと、この前、本会議のほうでもご説明しましたけれども、省庁間連携ですね。例えば、農業と厚生労働省所管で、農水省と厚生労働省所管のような事業の連携が図られて、それでその旭市の地域に合った事業が展開されるというようなことが具体化されたときには、そういうものが追加で認定されるようになるというように認識しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 横展開だの、それから先駆タイプだのと言いますけれども、申請してあれだったら今度は横展開から先駆タイプにするというのと、そうなった場合、今度募集の条件が違っちゃうんじゃないですか。そんな中で、今この説明書に書いてあるのを説明されたんですが、具体的に例えば官民協働とか、地域間連携といったらどういうものをやるって、だってここまできたら募集するでしょう。募集する中では、常にこういうことでやっていくんですよという構想があって募集するんじゃないんですか。それがただ何が何だか分からない、ここに書いてあります、それでは済まないと思うんですよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 他市の例を参考に、高橋委員も今質問されていると思いますが、旭市のこの事業の進め方は、あくまでも民活ということで、民間に提案していただいて、事業の計画の全容が出てくるというものになっておりますので、提案がされないとういう事業が本当に展開されるか分かりません。

ただ、基本的なコンセプトとして、こういうものは必要だよねとか、そういうことで想定されるものが、今こういうものですよということで書かれておりますので、実際の申請が出されたときに、それで先ほど言いました農業との連携とか、その辺の具体策が見えてきたときには、再度申請して、先駆タイプのほうで取り組んでみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市の基本的な構想がなく、これやるんですかね。みんな民間に任せると。計画だってみんな民間、それから最初のこの事業計画ですか、それからこれからのそれらに対することも皆プロポーザルだって、みんな民間に委ねる。旭市としてこういうことをやるんだよと。その中で計画を作るのが本当じゃないんですか。そんな中でプロポーザルといたら、この事業に関しては今ちまたでいろんなうわさが立っているわけですよ。

私、この前言ったか知らないけれども、ある学習塾の経営者が、あそこにビジネスホテルを建てるとか、やっているわけですよ。そんな中で5億円を出す。5億円を出すのはいいですよ。全て客土から上下水道から道路、みんな民間に任せると。それであと市がそれをビジネスホテルにするという話なんですよ。それで果たしてこの事業がうまくいくのかどうか、その辺をお尋ねします。全て民間に任せて。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この総合戦略の中で生涯活躍のまちの構想ということが、過去に発表されておりますが、その中でもまちづくりの基本方針として、特色のある3つのゾーニングと多機能投入、多世代の居住、活躍の場の機会の創出、防災拠点としての機能強化、民間が参入しやすい事業環境の創出の5点を掲げますということになっております。この辺はソフトの面でも、これは市では支援していかなければならないし、移住などそういう面でのPRなどを進めていって、この生涯活躍のまちをよりよいものにしていくというようなことになっていこうかと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ここに生涯活躍のまち・あさひ、施設等の具体例とあるわけですよ。要は、市ではこういう構想を持っているわけなんでしょう。そうすると、これを民間に、ここに参加する業者にこういう構想をとということになったら、やっぱり民間はこれに伴ったそのプロポーザルで出してくるんじゃないんですかね。何の具体例もなく、それで皆さん出してくださいよということでは全然なっちゃいけないんじゃないんですかね。それでは何のためにこういう具体例なんかを作ったのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この今、委員おっしゃっているのは、募集要項のほうの案で、

5 ページのところに示しているじゃないかということでございます。

これは示していますけれども、これは例としてこういうものがありますよねという中で、どれをチョイスしてくるかということが民間が提案してくるということでありますので、これが全てできるわけではないということは、全員協議会のときにも説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市はこういう目的で、早い話が人口を増やす目的でやるわけでしょう、この事業は。そんな中で、都会から来やすい状況を作った中で人口を増やすんだから、皆さんどういう考えを持っていますかと。一つのある程度の基本的な構想がなければ、業者だっって入れないと思うんですよ。

そんな中で、まず土地の買収だっって、結局みんな業者が行うわけでしょう。そうなった場合、業者が3社も5社も来た場合、誰がその買収をするのか。それで、今度はその買収したものを各業者が云々といったら、今度は不動産の売買になるでしょう。そうすると、土地取引業法違反にもなりかねないと思うんですよ。それはどういうふうに考えているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 3社、4社いた場合にはグループとなりますので、代表企業が申請をしてくるという形で、グループの構成員はこういうものですよという形になります。それで、その代表企業のほうに事業計画を出していただいて、その計画に基づいて道路部分とか、下水道とか、水道とか、そういうインフラ整備の部分の積算をこちらでもチェックいたしまして、最終的には補助額が決まっていくという形になります。

その借りるか買うか、また今転売したらおかしいんじゃないかということで、宅建業法違反じゃないかとかというようなお話もありましたが、その辺は買う買わないもまだ決まっておられませんけれども、買ったならその企業が持ち続けるというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それは買ったんじゃなく、結局、3社、4社共同で買収に当たるわけですよ。そしたら、それぞれの法人名で買うかどうかそれは知りませんが、そうやって、結局どっちにしたって、その法人がどういうふうにするか、これはまた別の問題です

けれども、そういうことを言うと、それはあれですけども、例えば今度は道路、下水、このインフラ整備するわけですが、上下水道含めてね。じゃ、この上下水道と道路ですか、補助するとなれば、だいたい想定した道路なんかの延長面積あると思いますよね。それに基づいてこの5億円を出したと思うんですが、そうなった場合、過去にいろんな問題があるわけですよ。

昔、減反政策が始まったときに、田んぼを埋めるのに客土事業をやったわけですよ。それに対して市町村は、例えば干潟町るときであれば半分助成しますということになったら、農家が100万円の請求書を持ってきて、50万円もらっていたわけですよ。そうすると、ただでできちゃうわけですよ。それが大っぴらになった中で、今度は町が農家から逆に負担させる、半分に負担させるようにしたわけですよ。町が入札にかけて埋め立てをして、半分以上を町が持つ。その半分は農家から負担させるようになった。それも農家がみんな自慢に、たらたらにしゃべったからそうなっちゃったんですが、いずれにしても行政の工事というのは高いというのが定説ですよ。

そんな中で今、ですからさっき言いましたように、ある業者がそこにビジネスホテルを建てると。それで客土をやりました、ある業者に任せる。半分ぐらい実際はできる。それからまた下水も、道路もみんなそういうふうにやらせたら、かなり民間の工事費と行政の工事費というのは違う中でさやが出ると思うんですよ。そうなった場合、今もある1業者がビジネスホテルを建てると。そうしたら当然あるIという業者がそれらを全てやっちゃわないかと、そういう変なうわさも出ているわけなんですよ。

だから、むしろそれならどれだけ補助するか分からないですけども、全部市で、移管を受けなくて市で工事をしてやる。やって、それで移管は受けないと。市で全部工事をする。そのほうがむしろ高くても公平だという、後に禍根を残さないと思うんですよ。変なうわさが。それで、そんな中でこの下水道ですか、下水道については今の面積を増やさないと言えますか。じゃ、1つであります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、まず積算はという話でございました。

この前の全員協議会での資料はお持ちでございましょうか。もし持っている方は資料の3ページのほうに、右側に上の表で明示しておりますので、道路部分で、これは道路部分については地代も含むというようなことで積算されております。2億5,540万円でございま

す。上水道は 6,110 万円、下水道は 9,090 万円、全体の埋め立てですね、造成が 1 億 4,020 万円という積算で、合わせて 5 億 4,760 万円という、これは役所側の官での工事をやったときの積算という形をお願いをして積算していただいています。これで民間は安くできるんじゃないかというそこは私どもも期待しておりまして、ですから 5 億円を上限ということで 4,700 万円はこの時点で切っております。

あと、さやが出るのではというような話でございましたけれども、これにつきましては旭市のほうの予定といたしまして、造成工事等をやる業者が決まった場合に、それはグループであれば代表企業という形になって、そこが全体の土地の責任を持って進めるという形になると思っております。そこがいろいろな積算をやってきたときに道路延長も、これはあくまでも旭市のほうが今現在想像して、これぐらいの割り振りになるんじゃないかという予想で 3 本の道を、3 本というか、下もありますので、4 本ですか、縦に 3 本と下の南側の道も……

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） ちょっとすみません……。すみません、道路延長は 780 メートルという積算をしております。

それで、旭市のほうで想定している進み方という想定でいけば、誰か上物で建てる人は自分でそこを埋め立ててやるとかというような形じゃなくて、全体の中のその部分を買うのか、借りるのかというような形になって、上物が展開されるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、下水道の問題ですが、下水は今より面積を増やさないということが決まっているわけですね。その中で結局これを増やすということは、また条件が変わっちゃうでしょう。増やさないというのをなぜこれ増やすのか。そんな中でむしろ合併浄化槽のほうがいいと思うんですよ。なぜ合併浄化槽にしなければならないのか。それは、やっぱり仁玉川の問題が絡んでいるからじゃないんですか。県との協議においてね。仁玉川への排水の問題はどういうふうに協議されたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） まず、下水道区域を広げないというふうに決めたんじゃないの

かということのご質問が1点ありました。

これにつきましては、市のほうで下水道計画を変更してやるとなれば何年もかかりますので、生涯活躍のまちの展開にスピード感がなくなってしまうという難点がございます。民間業者が区域外からつなぐというのは過去にも例がございまして、そういうものはきちんと合った規格でつないでいただければ、つなぎを認めるというようなことにできるようになっております。

それと、この排水について大利根ですか、そういうところと協議したのかという話ですが、この具体的な排水についてはまだ協議してございませんが、こういう計画がありますよということで、ストックマネジメントの除外をするに当たって、何度かお話をしているような状況はございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） だから、結局そうしますと下水の逃げ道になっちゃうんじゃないかと思うんです。もうこれ以上、利益面積は増やしませんと。それからまた、よく市は有利な財源を使って、この3町ほどあるんですよ、やればかなりの補助金の対象になるんじゃないんですかね。

それから、大利根と話をしないということでございますが、大利根のほうでは結局合併浄化槽の水は流させないという条件がついているんじゃないんですか。そのために、この下水道にしたんじゃないんですかね。県との除外の話をした中で、どんな条件になっているのか、後でこれはその書類をいただきたいと思いますよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） スtockマネジメントの除外について、そういう排水だとかのことが県のほうから条件づけされたということは認識しておりません。

以上です。失礼しました。2回目の造成について市がやった場合に有利な補助金があるのではないかとありますが、生涯活躍のまちの中では造成は補助対象にはなりませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それからあとは、一番問題というか課題は、いかに人集めをするかなんですよね。それはどのような手だてというか、結局移住者を募るのか、具体的にお尋ねし

ます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 都内等からの、大都市圏からの移住というものにつきましては、PRに尽きると思っております。PRするにしても、現在の委託料の中でPRを兼ねてウェブアンケート等、移住に興味のある人というような形でのアンケートで、実際に市のほうにも見学に来ていただいたりしておりますけれども、そういう面とこういうのを実際に開発するような大きい業者が来た場合に、その大きい業者のPRの実績というようなものも期待しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、先進地の事例、いろいろ勉強されていると思うんですよね。

それで、私がちょっと調べたので、美馬市ですか、これは徳島県ですね。そうすると、ここでやっぱり一番難しいのは人集めだと。人に来てもらうのが一番難しいと。そんな中で徳島県にゆかりのある人をターゲットにPRしてみたり、またその中で事業性が難しいということなんですよ。そのために民間企業の参入がほとんどないということも言われているわけですよ。それから、この近いところで、山梨の都留市ですか、都留市は電車で1時間ということですから、ここより近いわけですよ。そんな中で結局来る人は高齢者だと。そうすると、その高齢者に対応する介護体制の人材不足だとか何とか言われているんですけれども、そのためにいろいろ市としても優遇措置を作ったみたいですが、それでも集まらないという中で、今具体的にどのように人を集めるのか。それと、市はどういう、やっぱり何かメリットがなかったら、同じ条件だったら来ないわけですよ。だから、市はどのような優遇措置を考えているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） どんな優遇措置を考えているのかということでございましたけれども、まず旭市のほうはこれから公募しまして、その事業案が比較検討されることになると思いますね。その提案された事業でどういうものが配置されて、どのような人々が移住してくるかとかいうことは、その提案された事業内容によって若干違うと思います。

現状ではそういうものがまだ決まっておきませんので、そこに入る方への補助を考えると、これは必要なことかもしれませんが、まだ具体的には検討されておきません。あくまでも、そういうものが提示されてこういう形でなると。この企業なり企業グループが提案した内容が一番いいものだ。旭市の提示した募集要項のコンセプトに合っているんだというもので点数づけをした中で一番いいものを。その提案された内容がよりスムーズにいくように、市のほうでも何かしら考えていかなければならないという、そういうことでは認識しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、こういう事業をやるのに市として何の具体策もない、みんなあなた任せ、この事業計画からして全部業者任せ、それで今度は生涯活躍のまちの構想もみんな業者任せ。それでうまくいくと思いますかね。丸っきりこれでは、あまり言葉に出しちゃあれですけどもね。本当こういう事業計画を見て聞いて、私もびっくりしましたよ。もう少し副市長、具体策を出すべきじゃないんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 具体的なものがない中で事業が進んでいると、そのようなお話かと思えます。

この生涯活躍のまち、もともと今ある中央病院があつて、これは全国的にも有名である。中央病院自体の名前を出しますと、全国どこへ行っても、ああ、あそこですねというのはすぐ分かるんですね。そういう中で生涯活躍のまちという構想を、まず総合戦略の中に位置づけてある。その総合戦略の中に位置づけた生涯活躍のまちをどのように推進していくかということで、先ほどおっしゃられたようなコンサルとか、そういったお知恵をかりながら、こういった形で進めていくのはどうだろうということで、今ようやく募集まで来たということです。

それは市としては具体的に生涯活躍のまちのあり方ということで、先ほど安心エリアであるとか、交流エリアであるとか、体験エリア、そういったものが、ぜひこういったものが立地していただけるとありがたいなというところの例示はさせていただいている。そのコンセプトに合う業者がきちんと募集できるかどうか、これは本当に生死にかかわるものだと思います。その中で今回は少なくともインフラ整備のためのインセンティブを与え

るために、本補正予算に盛り込んであると。これはあくまでも投入部分で、これから実際に事業者がこういった形で進めたいというそれを見て、初めて本当に具体的なものになっていくということです。

ただ、当初のコンセプト自体は変わっていないわけです。生涯活躍のまちの構想という、それが市で示したものであるということで、その辺はご理解いただきたいなと思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市が示した構想が何もないでしょう。全部民間のプロポーザルでしょう。それで、市が示したことになりますかね。

それで、中央病院云々と言いました。中央病院だってある面に考えると、ここへ受診してきた人が、今度は選定医療なんだって直接かかれなかったら、詐欺みたいな結果になっちゃうじゃないんですか。すぐかかれなんでしょう、あれ。私そう思いますよ。すぐかかれるならいいですよ。かかれなわけでしょうよ。

だから、何回も言う匝瑳市ですか、匝瑳市の九十九里病院が主体になってやっていますよね。あれはちゃんと具体策があるわけですよ。老人ホームに特化した中で先駆型って。それから、茨城県の大洋村ですか、鹿嶋市の先ですか、あれは昔の別荘地を人が住むためにということで、やっぱり一つの業者が主体になった中でやっている。匝瑳市もそうなんです。ここの場合は、誰もその先駆けをする人がいないでしょうよ。ただみんなお任せ。そんな中で、ただ変なうわさだけが先行している。その辺は十分、副市長、踏まえた中でやってください。それでないと、もう既に誰がやる、それからこういう客土事業も含めてどこの土建屋がやると、そういう変なうわさが立っているんですよ、現実。そんな中でいずれにしてもこの事業、もう少し十分検討してやってもらいたいと思いますよ。どう思いますか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 今の高橋委員からのご質問ですが、確かに今、高橋委員がおっしゃいました2つの事例と旭市の事例はだいぶ違います。正反対でございます。

民間業者が自分でやりたいものがあって、そのエリアに事業展開する。ただ、使うやつは生涯活躍のまちというものは使っておりますが、旭市の場合は市側からここにこういう町を作って拠点化していきたいんだということで事業展開するということでやっております。

ですので、業者がここを開発したいということで話が来てやるのであれば、5億円のインフラ整備もいらないかもしれません。しかし、市のほうで中央病院の隣を生かして、ここに拠点を作ってほしいんだということで、市からの誘導事業でございますので、その点はいかに民間企業を使おうかということで考えておりますが、そんなに甘いものじゃないということで、そこはその辺のインフラを出すのは最低条件必要なんだろうというように認識しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても営利目的、また営利目的に近い事業というのは、やっぱり民間でなくちゃできないんですよ。行政の職員じゃ全く無理だと思いますよ。今までそういう営利的な事業で行政が成功した例は全然ないでしょうよ。その辺を踏まえた中で十分対応してもらいたいと思いますよ。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） では、9ページの一番上なんですけれども、文書広報費ですか、先ほど総務課長のほうから説明がありましたけれども、新庁舎の建設に伴っての文書、保存文書と保存しない文書を仕分けるというようなことでありましたが、保存される文書、それからそうでない文書というのは、どのようなものが保存されるのか、破棄されるのか、その辺について伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） どのような文書が保存されるのかと。

当然、例えばいろいろな事業をやる中で、何でもそうですが、例えば契約書であったり、それからいろんな事業の例えば委員の名簿であったりとか、経過であったりとか、いろんな文書があります。当然、市のほうでは文書管理規程がございまして、永年保存とか、10年保存、5年保存とかありまして、今現在一旦進めておりますのは、旧1市3町の文書がほとんどそういった中身の整理がされずに、3市町の、私ども含めてですが、本庁も含めてですが、山積みになったものが相当あるよと。そこら辺はちょっと目を通した中でも、だいぶ廃棄できるのかなと。

全体の話を参考までに申し上げますと、一旦、うちのほうで文書整理、文書の調査をしておりまして、文書を横に並べますと 6,800 メーターほど、メーターにしますとですね。

ファイルに挟まっております、長さにすると 6,800 メーターもあるよと。それを今考えておりますのは、まず 4 割は廃棄できるだろうというふうに考えております。

先般、総務課でありますけれども、とりあえず総務課の文書について先行してやりましたが、それは 5 割強削減ができました。それは旧旭市のものでありますから、相当廃棄できたよと。ただ、今実際常用として使っている文書なんかについては、やはりまだ新しいものですから、5 年保存だったり、10 年保存だったりするものがあるでしょうから、早々は捨てられないのかな。一応とにかく目標は、その 6,800 のうち 4 割は捨てて、4 割は新庁舎のほうに持っていく、2 割は旧支所に分けると。現在の支所ですか、そこら辺の倉庫に保存しようかな、そういうふうに考えているところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 4 割は処分するんだというような今答弁でありましたけれども、以前、私もこの旧海上町時代の文書といいますか、保存されていた文書を探していたときがあったんですけども、なかなか見つからないといったようなことで、最終的に分からなかったわけでありまして、それがあればすごく次の事業を展開するのに有効だったのかなというふうに感じましたけれども。ですので、市が実施したこの事業については、概要でも何でも少しは残しておいてもらわないと、全く形跡がなくなってしまうと、ちょっと困る場面がありました。以前にね。

そういうことですので、4 割どういうのを破棄するのかはちょっと今分かりませんが、過去に実施した事業については、できれば分かるような状況で残しておいていただければと思います。その辺いかがでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 島田委員おっしゃるとおりだと思います。

例えば、こういった建物の建設関係であれば当然設計図書であるとか、いろいろな配線図だとか、そういったものは当然必要でしょうし、いろいろ公園だとか道路整備だとかあれば、当然として土地の取得等は、それはまさしく永年保存ということで扱っております。そういったものが、とにかくはっきりあるかどうか分かることが非常に大事なことでございますので、先ほど言いましたように、今回購入する段ボール箱につきましては、永久保存というか、保存するような段ボール箱で、正面にこれは何々関係の文書書類が入っていますよと、正面にぴたっと書き込むようなことをしまして、それから最終的にはそういつ

たものをデータ化して、こういった文書についてはどの倉庫のどこにあるよと、そういったことまでしっかり管理すべきだろうというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 10 号について補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第 10 号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。本委員会での補足はありませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 10 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第 11 号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書の 2 枚目をご覧ください。

今回の条例改正は、来年 2 月から開始予定のコンビニ交付サービスに対応するものですが、この第 13 条第 2 項として加える規定の 4 行目の右側の有効な利用者証明用電子証明書につ

きましてご説明いたします。

まず、利用者証明用電子証明書についてです。この機能は、本人の判断でマイナンバーカードに登載するもので、コンビニのキヨスク端末からコンビニ交付システムにログインする際、ログインしたものが利用者本人であることを証明するための機能です。

次に、前後しますが、「有効な」という部分についてです。

マイナンバーカードの有効期限は、20 歳以上の方はカードの発行後、10 回目の誕生日までですが、利用者証明用電子証明書の有効期限は発行後 5 回目の誕生日までです。そのためコンビニ交付サービスを利用する際は、この両方の有効期限が満たされている必要があります。

以上で、議案第 11 号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明が終わりました。

議案第 11 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、旭市道の駅整備基金条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 委員長報告については、委員長が作っていただきたいと思うんです。と
いいものは、事務局で作っている関係か知りませんが、執行の都合の悪い答弁なんかは
抜こうとするのが往々にあるんですよ。その辺ひとつよろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） ほとんど自分で作りたいと思っていますし、作っていると思います。
また事務局とよく検討しながら詰めてまいります。

ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、行政改革推進課からは第 3 次旭市行政改革アクションプランの平成 29 年度の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

本日、お手元にお配りしました資料、第 3 次旭市行政改革アクションプラン・平成 29 年度の進捗状況をお手元をお願いいたします。

平成 27 年 3 月に策定をいたしました本計画につきましては、推進期間の 3 年目となる平成 29 年度の進捗状況を取りまとめたところでございます。この進捗状況につきましては、外部委員で組織します行政改革推進委員会に諮り、その後、内部組織である行政改革推進本部で決定されたものでございますので、本日報告させていただきます。

委員長、恐れ入りますが、ちょっと長くなるので、着席でよろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ着席してください。

○行政改革推進課長（小倉直志） すみません、ありがとうございます。

それではまず、2ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは各取り組みの進捗状況を表にしたものになります。

3ページ下段の表は判定の基準でありまして、完了から実施困難まで5つの区分で評価を行ったものであります。

計画に定めた取り組み項目は63項目であります。複数の課にまたがる取り組みについては、課ごとに評価を行っておりますので、3ページの中ほどの合計欄にありますとおり、評価の項目数は76項目ということになります。

3年目の評価結果としましては、完了が5、順調が41、おおむね順調が27、停滞3という結果となっております。完了、順調、おおむね順調を合わせますと、全体の96%となっておりますので、計画は滞りなく進んでいるものと考えております。

それでは次に、4ページをご覧くださいと思います。

この4ページからは、各取り組みの個々の内容を記載したものととなります。時間の関係もございますので、主な項目をご説明させていただきます。

それではまず、ナンバーの1、新庁舎の建設と機能集約をご覧くださいと思います。

建設予定地である旭文化の杜公園の都市計画変更手続きを完了いたしました。基本設計に必要な構造や機能について新庁舎建設基本計画を基に、市民会議の開催やパブリックコメント等を実施し取りまとめており、計画どおりに進捗が図られていることから順調としております。引き続き事業費の縮減、もしくは適正な工期の確保等に努めながら、実施設計業務や建設工事を進めてまいるところでございます。

それでは、ちょっと飛んでいただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページの16番、行政評価制度の確立をご覧ください。

総合戦略掲載事業全てを対象として、263事業の評価を行いました。総合戦略の進捗管理を兼ねた施策評価を基に、事務事業優先度評価を実施したことで、総合戦略の施策を意識した評価の推進が図られたところだと考えております。予算ヒアリングに同席しまして、評価結果を踏まえての予算要求など、職員の意識改革にも努めていることから、順調と評価しております。

それでは、また飛んでいただきまして、13ページをお願いしたいと思います。

13ページの31番です。市税収納率の向上をご覧くださいと思います。

この 13 ページから 15 ページまでは、市が抱える債権の徴収対策に関する取り組みとなっております。財源確保及び公平性の観点から収納率の向上と収入未済額の減少を目指し、督促状の送付や口座振替による納付の推進、夜間納付窓口などの設置、あるいは法的な手続きへの移行等、さまざまな取り組みを行っております。

16 ページをお開き願いたいと思います。

16 から 17 ページまでの表に、各債権ごとの目標数値と実績を取りまとめてございます。現年分は収納率の達成度をはかっております。滞納繰越分は収入未済額で達成度をはかっているところです。対目標差の数値がプラスの場合には、目標達成ということになります。その上で現年分滞納繰越分ともにプラスの場合に、徴収対策の取り組みの判定を順調と評価しているところでございます。

また少し飛んでいただきまして、22 ページをお願いしたいと思います。

22 ページの下から 2 番目ですかね、50 番、保育所の再編、それと一番下の 51 番、学校の再編をご覧ください。

保育所の再編、学校の再編に関しましては、ともにあり方検討委員会を開催し、これまでの協議の結果について報告書や提言書にまとめられたところです。適正な規模や廃止等について十分な協議がなされたと考えられることから、順調としております。子どもたちの安心・安全の確保や教育環境の充実のため、将来的に統廃合を含めた再編に向けて具体的な検討が必要となることから、引き続き関係課との協議や地域住民への理解促進に努めながら取り組みを進めてまいります。

それでは、またちょっと飛びますけれども、28 ページをご覧くださいと思います。一番最後の裏面ですね。

こちらに、平成 29 年度の歳入確保及び経費節減の効果額を示しております。3 年目の効果額は 7 億 206 万円と算出いたしました。平成 29 年度の効果額の主なものとしては、1 の表の安定した歳入の確保等の（１）市税収納率の向上への取り組みによる 4 億 3,119 万円、それとその下にあります 2 の表、経費の節減・合理化の中の（１）人件費の抑制への取り組みによる 1 億 7,589 万円、こちらが主なものとなっております。

以上、項目を絞ってご説明させていただきました。

あと加えまして、なお本プランにつきましては、平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 年間という、一般的にはちょっと長いスパンで計画されたものでございます。

その理由ですけれども、策定当時には次の市の総合計画の終了年度が平成 33 年度になる

という予定でございましたので、少し足を延ばして7年間ということに設定をいたしました。しかしながら、その後情勢が変わりまして、旭市総合戦略、新たなまちの総合計画という位置づけですけれども、計画期間が平成27年度から始まって平成31年度までの5年間ということになっております。総合戦略の中でも行政改革への取り組みが位置づけられている等のことから、今後は第4次アクションプラン、新規のアクションプランを2年前倒しで策定して総合戦略の計画期間に合わせていきたいと考えておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 8ページの19番ですか、これにつきましてはこの前、私、一般質問、市バスの関係しましたが、ここにたしかいろいろバスの有効利用が図られたとか、美辞麗句を並べられておりますが、50%ぐらいで本当に有効活用が図られたのか。そんな中で結局あれでしょう、使えないからということで、ほかの課では、他の課から補助金を出してみたり、それから教育課などでは実費負担分が100台もあったわけですよ。そんな中でそういう実情を知っていてバスの買い替えをしたのかね。これは縦割りの一番悪い弊害が出ているからだと思うんですよ。縦横がきちっと統制されていれば、やはりそういう教育課なんかの実費負担なんかも出た中では、バスをどういうふうにしたらという答えは出てくると思うんですよ。そういう隠れている部分がふたされちゃっているから、こういう結果になっていると思うんですが、いずれにしても、もう少し縦横の連携をうまくとった中で、こういう事業は進めてもらいたいと思いますが、どういうふうに考えていますかね。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

要約すると、縦横の連携がないがために、こういったことになるのではないかとということだったかと思いますが、まさに縦横の連携をとるために、行政改革推進課においてこういったプランの進捗状況の把握とかもしているところでございます。

それで、結果としてバスを買うことになったということにつきましては、本会議で述べさせていただいたとおりでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 報告の第8号の中央病院をちょっとお尋ねします。

中央病院、平成29年度も約15億円もうかったということでございますが、これは減価償却が大幅に減ったことなんですよ。あまりこれは、もうかったもうかったと言いますと、本当にもうかっていると思われるんですが、この辺もう少し住民説明の際には気をつけていただきたいと思います。

減価償却というのは、つまり経費ですよ。経費が10億円減ったから、それから退職金を戻しの部分も若干入れてあるわけですよ。それから、市からの交付でも約20億円くらい出たんでしょう。実際あまりもうかっていないんですよ。そんな中であまりもうかったとは公言しないほうがいいんじゃないかと思います。

それから、この平成29年度の経営状況についてでございます。その中で2ページの退職給与引当金ですか、100億円出ているんですが、これはどういう金を退職金として積み立てたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質問に対して答弁を求めるところですが、所管事項の報告とは異なりますので、ただいまの質問に対して回答できるようであればお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 中央病院が15億円出ているけれども、それはそれぞれ高橋委員おっしゃるとおり羅列しておりましたけれども、その内容があるので、実際もうかっていないんだらうというご指摘でございますが、減価償却等その他全て独立行政法人の会計処理に基づいてやっていた結果として15億円余り出ておりますので、これは各自治体病院が赤字が出てしまうところが多い中で、この数字はやっぱり立派なものだというふうに認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 退職給与費に係る引当金の計上基準というのがございまして、職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付歳入の見込み額に基づき計上しておりますということで、退職給付の歳入の算定に当たり退職給付見込み額を当該年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額指針によっておりますということで

処理されているようです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） だから、この金はどこから持ってきたということを聞いているわけです。100 億円を、一気にね。今までなかったんですよ。

それから、課長、さっき減価償却の話をしました。減価償却というのは経費に算入されるわけですよ。それが公営企業から独法に変わった中で資産が圧縮されたから 10 億円減価償却が減ったわけなんですよ。これが公営企業というのを減価償却であれば全然利益が出なかったということになるんですよ。その辺の経理業務、わきまえてもらいたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 100 億円のこれは、お金があって積んだという話じゃなくて、将来こういう負担になりますよということで、負債のほうに計上してありますので、よろしくお願いします。

それと、減価償却につきましては、あくまでもこれは独法の中でのこういう処理をしなさいというルールに基づいて変更されたものが変更されておりますので、これについてはどうだったからというような比較の対象になるものではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 分からない人に幾ら言ってもしょうがないからいいです。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようでございますので、所管事項の質疑を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄